

「はい、こちら企業の
労働110番です」。
電話は、製造業のX社
社長からで、「正社員の
子が1人辞めるので、人
を一人雇いたいのだが、人
何か注意しどくべきこと

はありません。

最近採用に関するご相
談で、人を雇ってはみた
が実際に働いてもらつた
ら正常に業務が行えずす
ぐ辞めてしまう、という
ようなトラブルをよく聞
きます。

事項)、②本来自由であ
るべき事項の把握(思
想・信条に関わること、
労働組合・学生運動等社
会運動に関すること)と
いったものが挙げられて
います。

面接という固い空氣の
中、緊張をやわらげるた
めに出身地や家族のこと、
尊敬する人物や愛読書等

は、その人の適正や能力
に関係ない事項について
は質問を控えて頂きたい
ものです。採用時の面接でう
つ病などメンタル面の病
歴は聞いてはいけないも
のであるように思われが
てはしまいますね。で
すが、採用してから様々
な問題が発覚したのでは
遲すぎます。そこで、
個人情報の一つとして、
採用選考時の健康診断



は避けることとされて
いますが、全ていけな
いわけではなく、業務
の目的達成に必要な範
囲内であれば可能とさ
れています。例えば、
高所作業従事者を採用
する場合であれば血圧値
を把握しておく必要があ
る等、採用後、調査しな
かつたことを原因とした
トラブルが発生しないよ
うに、必要な情報はきち
んと収集はしておかなければなりません。

タルヘルス疾患により
欠勤する人も増えていて、
明らかに業務の遂行に支
障がでる場合が多いよう
です。採用時の面接でう
つ病などメンタル面の病
歴は聞いてはいけないも
のであるように思われが
てはしまいますね。で
すが、精神疾患を含
めた過去の病歴を確認す
ることは、原則、認めら
れています。こういった
トラブルを防ぐためにも、
採用選考においては、就
職差別につながらないよ
う注意は払いつつ、一定
期間を区切った上で、健
康状態の確認を実施する
ことをお勧めしたいと思
います。

当協会では、募集・採
用に関する研修『採用担
当者研修』を定期的に行
っております。また、労
働トラブル未然防止の為
にも、『労働110番』
052-961-7110をご活用ください。

「はるかね」とご相談を
受けました。企業の経営
資源の一つである「ヒ
ト」、どのような「人
材」を採用するかが、企
業のその後の運命を握っ
ているといつても過言で

はありません。
最近採用に関するご相
談で、人を雇ってはみた
が実際に働いてもらつた
ら正常に業務が行えずす
ぐ辞めてしまう、という
ようなトラブルをよく聞
きます。

こういったト
ラブルを防ぐた
めに、会社とし
ては、採用時
の面接で出来るだ
けの情報を収集
したいといつた
ところですが、
実は、職業安定
法や厚生労働省
から出ている公
正な選考を実施
するための指針
により、募集を
行う際に原則収
集してはならな
い情報が規定さ
れています。質問として
禁止されている内容には、
①本人に責任のない事項
の把握(人種、民族、社
会的身分、門地、本籍、
出生地その他社会的差別
の原因となる恐れのある

は、その人の適正や能力
に関係ない事項について
は質問を控えて頂きたい
ものです。採用時の面接でう
つ病などメンタル面の病
歴は聞いてはいけないも
のであるように思われが
てはしまいますね。で
すが、精神疾患を含
めた過去の病歴を確認す
ることは、原則、認めら
れています。こういった
トラブルを防ぐためにも、
採用選考においては、就
職差別につながらないよ
う注意は払いつつ、一定
期間を区切った上で、健
康状態の確認を実施する
ことをお勧めしたいと思
います。

タルヘルス疾患により
欠勤する人も増えていて、
明らかに業務の遂行に支
障がでる場合が多いよう
です。採用時の面接でう
つ病などメンタル面の病
歴は聞いてはいけないも
のであるように思われが
てはしまいますね。で
すが、精神疾患を含
めた過去の病歴を確認す
ることは、原則、認めら
れています。こういった
トラブルを防ぐためにも、
採用選考においては、就
職差別につながらないよ
う注意は払いつつ、一定
期間を区切った上で、健
康状態の確認を実施する
ことをお勧めしたいと思
います。

当協会では、募集・採
用に関する研修『採用担
当者研修』を定期的に行
っております。また、労
働トラブル未然防止の為
にも、『労働110番』
052-961-7110をご活用ください。

イラスト・森沢康代

こちら企業の 労働110番です

名北労働基準協会専門員
河村亜実
社会保険労務士

労働者募集・採用時には いけない事、しないといけない事

こういったト
ラブルを防ぐた
めに、会社とし
ては、採用時
の面接で出来るだ
けの情報を収集
したいといつた
ところですが、
実は、職業安定
法や厚生労働省
から出ている公
正な選考を実施
するための指針
により、募集を
行う際に原則収
集してはならな
い情報が規定さ
れています。質問として
禁止されている内容には、
①本人に責任のない事項
の把握(人種、民族、社
会的身分、門地、本籍、
出生地その他社会的差別
の原因となる恐れのある

は、その人の適正や能力
に関係ない事項について
は質問を控えて頂きたい
ものです。採用時の面接でう
つ病などメンタル面の病
歴は聞いてはいけないも
のであるように思われが
てはしまいますね。で
すが、精神疾患を含
めた過去の病歴を確認す
ることは、原則、認めら
れています。こういった
トラブルを防ぐためにも、
採用選考においては、就
職差別につながらないよ
う注意は払いつつ、一定
期間を区切った上で、健
康状態の確認を実施する
ことをお勧めしたいと思
います。

当協会では、募集・採
用に関する研修『採用担
当者研修』を定期的に行
っております。また、労
働トラブル未然防止の為
にも、『労働110番』
052-961-7110をご活用ください。